

令和3年度産地交付金（案）

1. 令和2年度実績と令和3年度産地交付金取り扱いの基本的考え方

(1) 令和2年度実績

- 県域においては配分額の13%、また地域においては配分額の2%が使用されず県全体としては5%、約7.1百万円が未使用となった。
- 県域での未使用の主な要因は飼料用米単年契約面積、大規模加算面積が計画未達になったことによる。

(単位：百万、%)

項目	県域	地域	県全体
当初配分	376	817	1,193
追加配分	0	145	145
計	376	962	1,338
(比率)	28	72	100
高収益作物等拡大加算	0	9	9
転換作物拡大加算		27	27
合計	376	998	1,374
使用実績	329	974	1,303
残額	47	24	71
未使用率	13	2	5

注1) 地域の取組に応じた追加配分(飼料用米複数年契約1.2万円/10aなど)は含めていない。

(2) 令和3年度産地交付金取り扱いの基本的考え方

- 令和3年度においても取り組み方針にもとづき、①加工用米・輸出用米および麦・大豆への転換を促進し、産地交付金財源を目標達成に向け効率的に活用するため、県域必要額を優先的に確保する、そのうえで②飼料用米の大幅拡大に向けた支援の継続および加工用米・輸出用米の生産拡大推進へ向けた支援を拡大する。

2. 国から県への配分の考え方

- (1) 令和3年度は4月に1割程度を留保した額が当初配分され、10月頃に留保解除分が配分される見込みであるが、留保解除は作付け動向を見ながらの対応となる。
- (2) (1)とは別に、転換作物拡大加算(1.5万円/10a)及び高収益作物等拡大加算(3.5万円/10a)が、地域農業再生協議会単位での拡大計画に基づき4月に配分される。

○国から福島県への年度別配分額

(単位：百万円)

項目	30年度	元年度	2年度	3年度
当初配分	1,262	1,228	1,193	1,198
追加配分	84	132	181	(133)
計	1,346	1,360	1,374	(1,331)

注1) 地域の取組に応じた追加配分(飼料用米複数年契約1.2万円/10aなど)は含めていない。

注2) 3年度の()は留保分であるが、転換作物の作付動向により増減する。

3. 県から地域への配分の考え方

(1) 県域と地域の配分方法

- 令和3年度制度別用途別作付計画面積をふまえ、県域必要額計画は390百万円、これを当初配分で確保し残額808百万円を地域へ配分する。
- 10月下旬に見込まれる追加配分は、全額を地域へ配分することを基本とする。
- なお、県域及び地域での使用実績に残余が見込まれる場合に対応できるよう、県域使途単価に上限を設定し、便宜的に県域へも追加配分を行う。

○追加配分後の配分比率の想定(イメージ)

(単位：百万円、%)

区分		令和3年			令和2年
		当初交付	追加交付	計	当初
県域	金額	390	0	390	377
	比率	33	0	29	32
地域	金額	808	133	941	816
	比率	67	100	71	68
計	金額	1,198	133	1,331	1,193
	比率	100	100	100	100

(2) 地域への配分の考え方

ア. 当初配分

- 国からの配分のうち地域配分額808百万円を1月下旬に内報、4月に配分通知する。配分に当たっては、令和2年度活用実績を反映する。
- なお、地域農業再生協議会の転換作物拡大計画にもとづく転換作物拡大加算(1.5万円/10a)及び高収益作物等拡大加算(3.5万円/10a)については、該当地域農業再生協議会へ配分する。

イ. 追加配分

- 10月頃の国からの追加配分に基づき、全額を地域へ配分する。
- 地域配分にあたっては当初配分比率及び戦略作物等の作付面積を考慮した追加配分を行う。

ウ. 被災地域の取扱い

- 令和2年度の活用実績がわずかであった2町に対しては、一律10万円を当初配分し、実績に応じて追加配分する。
- また、令和2年度と同様に10百万円を被災地留保分として留保し、被災地の実績に応じて優先的に配分、残額についてはその他地域へ配分する。

当初配分本県枠 1,197,804千円

当初配分地域枠 807,404千円

県域 390,400千円	被災地 200千円	留保分 10,000千円	その他地域 797,204千円	追加配分(想定) 133,000千円
-----------------	--------------	-----------------	--------------------	-----------------------

追加配分後の地域枠(想定) 940,404千円

4. 令和3年度産地交付金の設定概要一覧

取組		交付単価 (円/10a)	計画面積 (ha)	備考
県設定	飼料用米単年契約助成	6,000	1,400	(減額) 単年契約を支援、一般品種多収品種とも対象
	飼料用米大規模取組加算	2,500	3,500	(継続) 複数年契約を要件、一般品種多収品種とも対象
	飼料用米多収品種加算			廃止
	加工用米複数年契約助成	14,000	1,000	(増額) 品質向上に資する要件の追加
	新市場開拓用米取組拡大助成	14,000	100	(増額) 単収向上に資する要件の追加
	酒造好適米推進助成	4,000	35	継続
	飼料用トウモロコシ助成	4,000	150	継続
	麦生産拡大助成	5,000	400	(継続) 追肥や防除等を要件
	大豆生産拡大助成	5,000	750	(継続) 排水対策等を要件
国設定	飼料用米・加工用米に際する複数年契約助成	12,000	-	(継続)
	そば・なたね助成	20,000	-	(継続)
	新市場開拓用米助成	20,000	-	(継続)
	転換作物拡大加算	15,000	-	地域協議会単位
	高収益作物等拡大加算	35,000	-	(増額) 地域協議会単位

注) 詳細は(別紙)令和3年度産地交付金の設定内容を参照。

以上

(別紙)

令和3年度産地交付金の設定内容

(注) この考え方は、国の令和3年度予算概算決定の内容及び産地交付金の当初配分内報額を受けて整理したものであり、今後、国との協議の過程で変更になる可能性があります。

1. 県設定助成

(1) 飼料用米単年契約助成

対象作物：飼料用米（一般品種・多収品種）（基幹作物）
交付単価：6,000円/10a
計画面積：1,400ha
取組要件：低コスト生産・出荷体制の取組 など
追加要件検討中
その他：国設定の飼料用米複数年契約助成との重複助成はしない

(2) 飼料用米大規模取組加算

対象作物：飼料用米（一般品種・多収品種）（基幹作物）
交付単価：2,500円/10a
計画面積：3,500ha
取組要件：複数年契約、大規模作付及び団地化 など
その他：品種は問わない（多収品種、一般品種とも対象とする）

(3) 加工用米複数年契約助成

対象作物：加工用米（基幹作物）
交付単価：14,000円/10a
計画面積：1,000ha
取組要件：3年以上の複数年契約、品質向上に資する取組 など
追加要件検討中

(4) 新市場開拓用米取組拡大助成

対象作物：新市場開拓用米（基幹作物）
交付単価：14,000円/10a
計画面積：100ha
取組要件：多収穫性の品種による作付、収量増加に資する取組 など
追加要件検討中

(5) 酒造好適米推進助成

対象作物：醸造用玄米（基幹作物）（継続分のみ）

交付単価：4,000円/10a

計画面積：35ha

取組要件：新規需要米取組計画の認定、実需者等との出荷販売契約 など

(6) 飼料用トウモロコシ助成

対象作物：飼料用トウモロコシ（基幹作物）

交付単価：4,000円/10a

計画面積：150ha

取組要件：収量増加に資する取組 など

(7) 麦・大豆生産拡大助成

対象作物：麦（基幹作物）、大豆（基幹作物）

交付単価：5,000円/10a

計画面積：麦 400ha、大豆 750ha

取組要件：施肥管理、赤かび防除、排水対策 など
追加要件検討中

○財源に余剰が出た場合は、①飼料用米大規模加算、麦・大豆、②加工用米、新市場開拓用米③飼料用米単年契約助成の順で上乗せする。

○財源が不足する場合は、飼料用米単年契約助成の単価を減額する。

2. 国設定助成

(10) 飼料用米・米粉用米に係る複数年契約助成（新規）

対象作物：飼料用米（基幹作物）、米粉用米（基幹作物）

交付単価：12,000円/10a

取組要件：3年以上の複数年契約 など

(11) そば・なたね助成

対象作物：そば（基幹作物）、なたね（基幹作物）

交付単価：20,000円/10a

取組要件：実需者等との出荷販売契約又は自家加工や直売所等での販売など

(12) 新市場開拓用米助成

対象作物：新市場開拓用米（基幹作物）

交付単価：20,000円/10a

取組要件：新規需要米取組計画の認定を受けること

3. 地域の取組に応じた追加配分（加算分）

(1) 転換作物拡大加算

- 地域協議会が作成する拡大計画に基づき、主食用米面積が令和2年より減少し、転換作物（戦略作物、そば、なたね、新市場開拓用米及び高収益作物）面積が令和2年より拡大した場合に、その面積に応じて配分される（15,000円/10a）。
- 4月当初配分において、国から県へ配分された額を該当する地域協議会へ配分する。

(2) 高収益作物等作付拡大加算

- 地域協議会が作成する拡大計画に基づき、主食用米面積が令和2年より減少し、高収益作物等（高収益作物、加工用米、新市場開拓用米及び飼料用とうもろこし）面積が令和2年より拡大した場合に、その面積に応じて配分される（35,000円/10a）。
- 4月当初配分において、国から県へ配分された額を該当する地域協議会へ配分する。

なお、各地域協議会は2月12日（金）まで、所管の県農林事務所農業振興普及部あて「転換作物拡大計画」を提出する。